

社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会 遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について 報告書(概要)

専門委員会での検討事項

- ① こどもの城が開発した遊びのプログラム等の分析、評価及び普及啓発
- ② 遊びのプログラムの改定、開発
- ③ 地域の児童館等の果たすべき機能及び役割

<遊びのプログラムの普及啓発の方向性について>

こどもの城が閉館した現在、専門委員会、大型児童館及び地域の児童館等がこれまでこどもの城が果たしてきた役割を分担することによって、遊びのプログラムの実施・検証・評価にかかる取組を担っていくことが必要である。

- 専門委員会 全国の児童館で取り組まれている遊びのプログラムの情報の定期的な収集・検証・評価、厚生労働省のホームページや大型児童館等を通じた情報提供による全国的な普及啓発、発達段階に応じた遊びの効用を踏まえた遊びのプログラムの実施方法等の提示など。
- 大型児童館 広域地域の情報収集・発信、管内児童館の連携促進、児童館未設置地域等での遊びのプログラムの普及啓発、実践など。
 - ※ 大型児童館がない自治体は、計画的に設置を進めるとともに、設置までの間は、大型児童館に代わる拠点児童館を選定し、都道府県内における上記役割を担う等工夫して取り組まれることが期待される。
- 地域の児童館 遊びのプログラムの実施、開発・改良、検証・評価や他の児童館との実践交流など。

＜児童館ガイドラインの改正案のポイントと活用方法＞

児童館ガイドライン改正の背景と見直しの経過

- 児童館をめぐる環境の変化や時代の要請に適切に対応する児童館の機能・役割を明確化することを目的として、平成22年度「児童館ガイドライン検討委員会」(柏女霊峰委員長)を設置。同委員会の議論を経て、厚生労働省は、平成23年3月31日に児童館ガイドラインを発出した。
- その後、改正・施行された児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となった。
- 専門委員会及びワーキングでは、地域の児童館等の果たすべき機能・役割についての検討を中心に、児童館ガイドラインの見直しについて積極的に議論・検討を重ね、「改正児童館ガイドライン(案)」を示した。

児童館ガイドライン改正案のポイント

- 従前の児童館ガイドラインの6項目25節・約5,500字から、9章構成、39項目・約14,700字に拡充するとともに、児童館職員が具体的に参考になるような内容及び平易な文章表現にした。
- 「第1章総則」に児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、児童の権利に関する条約の精神について加筆するとともに、子どもの視点からの文体に統一した。
- 児童館の特性を①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理し、「総則」に記載した。
- 「第1章総則」、「第2章子ども理解」、「第9章大型児童館の機能・役割」を新設。「第7章子どもの安全対策・衛生管理」を一つの章に独立、内容を充実させた。

改正児童館ガイドライン(案)

第1章 総則	第6章 児童館の運営
第2章 子ども理解	第7章 子どもの安全対策・衛生管理
第3章 児童館の機能・役割	第8章 家庭・学校・地域との連携
第4章 児童館の活動内容	第9章 大型児童館の機能・役割
第5章 児童館の職員	

児童館ガイドラインの活用と周知の方法

- 各自治体及び児童館等で児童館ガイドラインの積極的な周知が望まれ、具体的には次のような活用方法が考えられる。
 - ① 自治体における条例等の見直し
 - ② 児童館の指定管理者への業務運営の仕様書への準用
 - ③ 児童館長、児童厚生員、児童館主管課行政担当者等の研修会の開催
 - ④ 児童館等での職員研修又は自己点検(評価)等運営及び活動の見直しの指針としての活用
- また、専門委員会では、児童館の主たる利用者である子どもがさらに児童館を積極的に活用できるよう「子ども版児童館ガイドライン」(仮称)の策定を望む意見があった。

遊びのプログラム等に関する専門委員会 設置要綱・委員名簿

1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。

こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1)専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2)専門委員会には委員長を置く。
- (3)専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4)専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2)新たなプログラムの開発について
- (3)今後の地域の児童館等のあり方について
- (4)その他

4. その他

委員会は、原則公開とする。

5. 委員

(五十音順)

氏名	所属・役職
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
北島 尚志	NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン理事長
佐野 真一	港区立麻布子ども中高生プラザ館長
○鈴木 一光	一般財団法人児童健全育成推進財団理事長
高松絵里子	北海道中標津町役場町民生活部参事
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
羽崎 泰男	一般社団法人鬼ごっこ協会代表理事
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
吉村 温子	玉川大学非常勤講師

○委員長

【開催実績】

第1回 平成27年6月5日 第2回 平成27年10月2日 第3回 平成27年11月27日 第4回 平成28年1月29日 第5回 平成28年3月28日
第6回 平成28年5月27日 第7回 平成28年7月29日 第8回 平成28年10月17日 第9回 平成29年2月10日 第10回 平成29年11月13日
第11回 平成30年1月12日 第12回 平成30年3月23日 第13回 平成30年6月22日 第14回 平成30年9月20日

今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ 設置要綱・構成員名簿

1. 設置の趣旨

「児童館ガイドライン」が平成23年に定められ5年が経過し、この間、これまで先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきた「こどもの城」が平成27年3月末に完全閉館したことや、子どもの貧困、児童虐待、中高生の居場所確保等新たな問題への対応など児童館を取り巻く環境が変化してきており、ガイドラインの見直しなど今後の地域の児童館等のあり方を検討する必要がある。

今後の地域の児童館等のあり方を検討し、児童館運営の指針となる「児童館ガイドライン」の見直しなどを専門的な見地から検討を行うため、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)の下にワーキンググループを設置する。

2. 構成等

- (1)ワーキンググループの構成員は、本委員会の委員及び外部有識者等から委員長が指名する。
- (2)ワーキンググループの検討状況を本委員会に随時報告するとともに、検討結果を本委員会に報告する。
- (3)ワーキンググループは、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。なお、委員長にあつては必要に応じて参加することができる。
- (4)ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)今後の地域の児童館等のあり方について
- (2)「児童館ガイドライン」の見直し
- (3)その他

4. その他

会議は、原則公開とする。

5. 構成員

【専門委員】

(五十音順)

氏名	所属・役職
○植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長

【外部有識者】

氏名	所属・役職
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科 准教授
斉藤 朋行	東久留米市中央児童館 館長
柳澤 邦夫	栃木県上三川町立上三川小学校 校長

○座長

【開催実績】

第1回 平成29年11月28日 第2回 平成30年3月12日